

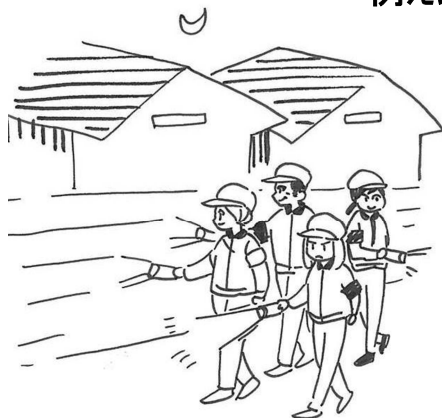
令和6年度

あなたのまちづくり活動を応援します！

協働まちづくり活動補助金 募集案内

申請受付 4月15日（月）から5月16日（木）まで

例えば、こんな活動に！



防犯活動



まちの緑を増やす活動

市民活動団体、学校及び事業者が、身近な地域課題を解決するために、独自の視点で自主的に取り組む事業の活動経費を予算内で補助します。

長久手市
NAGAKUTE CITY

令和6年度 長久手市協働まちづくり活動補助金募集案内

1 制度の目的、目指すもの

長久手市では、行政と市民が対等な関係で協力し、地域課題を地域で解決する「市民主体のまちづくり」を推進しています。

そこで、長久手市では、市民活動団体、学校及び事業者と市の協働事業を行うことで、「市民主体のまちづくり」を目指します。

2 補助対象団体

補助金の交付対象となるのは、次のすべてに該当する市民活動団体、学校及び事業者です。

(1) 市民活動団体

- ア 現に長久手市内で活動を行っている団体又はこれから活動を始めようとする団体
- イ 規約、会則その他これに類するものを定めている団体
- ウ 5人以上で構成されている団体
- エ 1人以上が長久手市内に在住、在勤、在学又は長久手市内で事業若しくは活動を行う者で構成されている団体
- オ 営利を目的として活動を行わない団体
- カ 宗教的活動を行わない団体
- キ 政治的活動を行わない団体

(2) 学校

学校教育法第1条に規定するもの（大学、高校等）

(3) 事業者

長久手市内で事業所又は店舗を有した、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）

※いずれも暴力団、暴力団関係団体は除きます。

3 補助の対象となる事業

補助対象となる事業は、次のすべてに該当する事業です。

- (1) 公益を目的として、地域社会に貢献する事業
- (2) 原則として誰もが参加できる事業
- (3) 長久手市から他に当該事業に対する補助金や助成金を受けていない事業
- (4) 補助事業を開始した同一の年度内に完了する事業
- (5) 市と協働する必要性が認められる事業

■ テーマ型事業枠

テーマ	ちいきづくり THE MOVIE (担当課：地域共生推進課)	<u>テーマ設定・提案の意図</u> 日々の暮らしの中の“ちょっといいね！”な取組を発掘し、地域福祉を広げるショート動画を作ります。撮影を通してネットワークを生み、地域福祉の主体を増やすことを目指します。 <u>協働したい事業内容</u> 取材先の発掘や撮影
-----	-----------------------------------	--

■ 一般事業枠、学生枠、学校枠、事業者枠

前述テーマ以外の補助対象事業

※なお、交付決定時に事業完了前（事業実施中）であれば、交付決定以前に着手している事業も対象になります。ただし、対象となる経費は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出したものに限ります。

◆補助の対象とならない事業◆

- (1) 団体の経常的な運営に係る内容であり事業性のないもの
- (2) 特定の個人、団体又は構成員のみが利用する、又は利益を受ける事業
- (3) 政治・宗教・営利を目的とする事業

4 補助の対象となる経費

科目	対象となる経費
報償費	外部講師や専門家への謝礼金 1人あたり1時間11,300円（1人あたり最大延べ56,500円）を上限とします。 ※《参考基準》 各府省等が適用する謝金の標準支払い基準
旅費	<u>交通費（任意の様式にて実費分である旨を証明すること）、宿泊費</u> など。但し、団体の通常の活動に係る交通費、宿泊費などを除く。
需用費	<u>消耗品費（1品3万円以下）</u> 。但し、個人で購入すべき物品は除く。
	<u>食糧費（会議等で必要な最低限のお茶・菓子などの購入費のみ。）</u>
	印刷製本費
	原材料費

役務費	通信運搬費（事業の実施に要する郵送料など。）
	保険料（作業参加者のボランティア保険など。）
使用料及び 賃借料	会場使用料
	車両・機器等の賃借料など。但し、団体構成員の所有する車両・機器等に対する使用料及び賃借料を除く。

※《参考基準》各府省等が適用する謝金の標準支払い基準

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	9,700	大学副学長級			
③	8,700	大学学部長級			
④	7,900	大学教授級 1			
⑤	7,000	大学教授級 2	12年以上	工場長級	部長級
⑥	6,100	大学准教授級		部長級	課長級
⑦	5,100	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,600	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
⑩	2,600	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2
⑪	1,600	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3

◆補助の対象とならない経費◆

- (1) 団体内部講師等への謝礼金
- (2) 個人又は団体の所有になる備品の購入費
- (3) イベント等における賞金、賞品等
- (4) イベント等で参加者に配布する啓発用品、参加賞等
- (5) 参加者個人が負担すべき教材費、材料費、交際費、食糧費
- (6) 団体の運営及び経常経費（事務所の家賃・光熱水費・人件費など）
- (7) 領収書などにより、支出の内容が確認できない経費
- (8) 通常の活動に係る交通費（視察、研修、イベント当日の交通費等は対象となります。）

◆参加費を集める場合◆

事業の実施にあたって、参加者などから実費程度の参加費を集め、事業費に充てることができます。その場合は「事業収入」として計上してください。

ただし、補助金額と参加費等の事業収入の合計額が、補助対象事業の総事業費を越えた場合は、その超えた分を補助金額から控除します。

5 補助金額・補助回数・補助予定件数

補助対象事業は、「3 補助の対象となる事業」で、課題を解決する創意工夫あふれる事業、また、新たな公共サービスを生み出す事業です。

補助金額、補助回数、補助予定件数は以下のとおりです。なお、補助金額、補助率については、来年度以降変更する可能性があります。

補助の区分	補助金の額（※1、2）		補助回数	補助予定件数	
一般事業枠	団体の採択が初回の場合	補助対象経費の70%以下	上限10万円	1団体あたり、同一事業につき、連続・不連続にかかわらず3回までとする。（※3）	3～5件程度
	団体の採択が2回目の場合	補助対象経費の50%以下			
	団体の採択が3回目以降の場合	補助対象経費の30%以下			
学生枠	補助対象経費の100%以下		上限10万円	1団体あたり、同一事業につき、1回限りとする。（※4）	2件程度
学校枠	補助対象経費の100%以下		上限10万円	1学校あたり、同一事業につき、1回限りとする。（※4）	2件程度
事業者枠	補助対象経費の50%以下		上限10万円	1事業者あたり、同一事業につき、1回限りとする。（※4）	1件程度

テーマ型 事業枠	補助金の額及び補助回数は、一般事業枠、学生枠、学校枠及び事業者枠の区分に従う。	1 件程度
-------------	---	-------

※1 補助金額は1,000円未満切捨とします。

※2 補助金額は令和6年度予算の範囲内で決定します。

※3 平成26年度までの助成金の区分では「元気な地域づくり助成」のみを補助回数としてカウントし、すでに3回補助を受けた団体は申請できません。「はじめの一步助成」はカウントしません。

※4 発展性のある事業の場合、別事業とみなす。

6 補助スケジュール

事前相談

申請書を提出する前に、協働する事業担当課への事前相談を行ってください。

4/15(月)～5/16(木)

申請受付

受付時間：平日 8時30分～17時

地域共生推進課窓口に持参してください。

★交付申請 提出書類★

- 交付申請書 事業計画書
- 収支予算書
- 団体概要書(規約・会員名簿等添付)
(事業者は次の書類も要提出)
- 履歴事項全部証明書(写し可)
- 長久手市内で営業活動を行っていることがわかる書類

- 申請は1団体等につき、各年度1回とします。
- 申請書の書き方は、記入例を参考にしてください。
- 提出後に、必要に応じて修正等をお願いする場合があります。

書類は、ホチキス等で止めずにお持ちください

事業内容の打合せ

申請内容に基づいて、事業内容について協働する事業担当課及び地域共生推進課と打合せを行います。必要に応じて、申請者も出席していただく場合があります。

事業担当課との打合せでは、事業概要について、共有します。それを踏まえて、事業に関する意見・情報交換を行いながら、事業成果をより高めるために、市側から改善や修正の提案をしたりするなどして、事業の組み立てを一緒に行っていきます。



公開プレゼンテーション
(審査会)



審査結果通知
(交付決定通知)



事業の実施

●公開プレゼンテーション日程

6/29(土) 13時30分～

会場：長久手市公民館 研修室

詳しくは、「8 公開プレゼンテーション」をご覧ください。

結果は、全ての申請団体に郵送します。

事業の実施に際しては、必要に応じて打合せを行うなど、補助団体と事業担当課で連携して進めてください。

◆補助金の概算払請求◆
必要に応じて、補助金の概算払請求ができます。

◆事業内容の変更、中止◆
事業内容を大きく変更したり、中止したりする場合は、事前に地域共生推進課まで、ご相談ください。

◆領収書等の保管◆
補助対象経費については、領収書などを受け取り、実績報告の際に支出内容が確認できるようにしておいてください。

◆写真記録◆
実績報告や成果報告の際に活動の様子が分かるように、できるだけ写真記録をしてください。

実績報告

事業が完了したら、地域共生推進課まで、ご連絡ください。実績報告のご案内をします。

◆実績報告 提出書類◆
実績報告書 収支決算書※領収書等を必ず添付 記録写真、チラシなど

事業の評価

補助金確定

補助金請求・交付



成果報告会

実績報告の内容を確認し、補助金額を確定します。概算払で補助金交付を受けた場合は精算します。

補助金の確定通知と交付請求書を送りますので、必要事項を記入の上、提出してください。請求書到着から2週間程度で指定口座に振込みます。

補助事業の成果を市民のみなさんに周知するため、翌年4月に成果報告会を行います。

事前に、ふりかえりシートをご提出いただきます。

7 審査

学識経験者及びNPO実践者、市職員の3名が審査委員を務めます。審査は、公開プレゼンテーションを通して評価します。

◆審査の基準◆

1 課題の把握

地域課題の把握は適切であるか。

2 公益性

特定の人だけが対象でなく、広く市民に開かれ地域社会に貢献するものか。

3 実現性

実行可能な方法、内容、スケジュール、組織体制、予算になっているか。

4 費用の妥当性

計上された経費が、事業に真に必要な経費であるか。

5 継続・発展性

波及効果や事業後の継続的な展開又は新たな展開が期待できるか。

6 協働性

提案団体と市との役割分担が明確・適切であり相乗効果が期待できるか。

8 公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションを行い、市民のみなさんや審査員に向けて、補助金を必要とする事業の内容について発表・説明していただきます。

日時 : 6月29日(土) 午後1時30分から (予定)

※プレゼンテーションを行う団体数により、開始時間が変更になる場合あり

場所 : 長久手市公民館 研修室

実施方法: 発表時間は、1団体あたり、7分間とします。(ただし、申請団体数によっては、発表時間を変更する場合があります。)

9 申請書類の提出、問合せ先

くらし文化部地域共生推進課地域共生係(市役所西庁舎2階)

電話 0561-56-0602 メール kyousei@nagakute.aichi.jp

\\ **たくさんのチャレンジをお待ちしております!!** //